

恵那市道路沿いの危険木伐採事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の道路において、倒木による被害の発生を未然に防止するため、危険木の伐採及び除去を行う者に対し、予算の範囲内において、恵那市道路沿いの危険木伐採事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、恵那市補助金等交付規則（平成16年恵那市規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険木 立木又は倒木であって、市内の道路を通行する車両及び通行者に被害を与えるおそれがあるものをいう。
- (2) 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第3条又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路並びに恵那市立小学校及び中学校が認定した通学路（以下「通学路」という。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 危険木を所有し、占有し、又は管理する者
- (2) 危険木の所有者に伐採及び除去の承諾を得た者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う危険木の伐採及び除去とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象者が前条の補助対象事業の実施に当たり事業者を支払った補助対象事業の費用とする。ただし、補助対象事業の実施により収益が発生したときは、当該収益に相当する額を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費の2分の1に相当する額とし、30万円を限度とする。ただし、補助対象事業の道路が通学路であるときは、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、40万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、恵那市道路沿いの危険木伐採事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 伐採等を行う危険木の位置図
- (2) 伐採等を行う危険木の写真
- (3) 危険木の伐採等に係る費用の額と内訳が確認できる書類
- (4) 補助対象事業の実施により収益が発生する場合は、収益の額と内訳が確認できる書類
- (5) 危険木の所有者以外が申請する場合は、危険木の所有者の同意書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定する。

2 市長は、前項の規定による決定をしたときは、恵那市道路沿いの危険木伐採事業補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）又は恵那市道路沿いの危険木伐採事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第9条 前条の交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、申請書の内容を変更しようとするときは、あらかじめ恵那市道路沿いの危険木伐採事業補助金変更申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定する。

3 市長は、前項の規定による決定をしたときの手続は、前条第2項を準用する。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、恵那市道路沿いの危

険木伐採事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者を支払った危険木の伐採等に係る費用の額と内訳が確認できる書類
- (2) 補助対象事業の開始から完了までの過程が分かる写真
- (3) 補助対象事業の実施により収益が発生した場合は、収益の額と内訳が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは当該補助金の額を確定し、恵那市道路沿いの危険木伐採事業補助金交付確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払方法)

第12条 前条の規定により、補助金の交付を受けた交付決定者は、恵那市道路沿いの危険木伐採事業補助金交付請求書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、補助金を交付するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要であると認めるときは、補助金の交付決定後に概算払をすることができる。
- 4 交付決定者は、前項の規定による概算払を受けようとするときは、恵那市道路沿いの危険木伐採事業補助金概算払交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が当該請求書の提出を受けたときの補助金の支払方法は、第2項の規定に準じて行うものとする。
- 5 補助金の交付は口座振込によるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。